

一般競争入札説明書

この一般競争入札説明書は、京都府（以下「府」という。）が発注する契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したもので、入札公告を補完するものである。

契約は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、京都府公営企業会計規程（昭和 47 年京都府公営企業管理規程第 9 号）及び京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）の規定により行うものとしている。

1 入札に付する事項

別添仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格の確認

資格審査を受けようとする者は、資格確認申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

入札公告に記載のとおり

(2) 添付資料

入札公告の 4 (4) ケの書類等は、次のとおりとする。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し

イ 廃掃法に基づく産業廃棄物収集運搬業許可証の写し。ただし、行政区域が異なる場合は、それぞれの行政区域に係る許可証の写しが必要

ウ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）による許可証の写し

エ 使用車両の荷台構造が仕様書に定めた条件を満たしていることを証明するもの。
（当該部分のわかる写真等）

オ 使用車両が事業用自動車であることを証明するもの。（自動車車検証の写し等）

3 一般競争入札参加資格審査結果通知等

(1) 結果通知

書類の受領後、一般競争入札参加資格の審査を行い、その結果を一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。（入札参加資格を有する者には入札書を同封す

る。)

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(2) 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、府に対し、書面により、一般競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は令和4年6月6日(月)までに、入札に関する資料配付を受けた場所へ提出しなければならない。

イ 府は、アによる説明を求められたときは、令和4年6月7日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

4 入札執行の日時及び場所

入札公告に記載のとおり

5 入札方法

(1) 所定の入札書を持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号)、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印(外国人の場合は、本人の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかななくてはならない。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、封筒の表に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「宇治浄水場脱水汚泥収集・運搬及び処分業務入札書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。また、代理人が入札する場合は委任状に押印した代理人の印鑑で封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内に入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

(4) 入札時間に遅れたときは、入札に参加することができない。

(5) 入札参加申請をした者で入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができる。この場合、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(7) 入札者は、仕様書、入札公告、入札説明書、契約書案及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質疑書により説明を求めることができる。質疑書の提出及び回答については、入札公告に記載のとおりである。

(8) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった収集・運搬費及び処分費のそれぞれの契約希望金額の110分の100に相当する単価(円単位)とその単価

に予定数量を乗じて得た金額の合計金額を入札書に記載すること。当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。なお、入札書には収集・運搬費及び処分費（グループ業者にあっては構成員毎の契約希望金額）を明記すること。

(9) 入札執行回数は、原則として2回とする。

ア 再度入札を行う場合においては、1回目の入札のうちの最低の入札価格（価格のみ）を発表するものとする。

イ 再度入札を行う場合においては、次の事項によるものとする。

(7) 次に該当する者は、再度入札することはできない。

a 無効の入札をした者

b 当初の入札に参加していない者

(イ) 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は、入札場から退場しなければならない。

(ウ) 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者は入札場から退場してはならない。

ウ 再度入札をしても落札者がいないときは、再度入札後の入札は行わないものとする。ただし、再度入札後の入札を行うことにより公正な競争入札の成立が期待できるときはこの限りでない。

6 落札者の決定方法

(1) 規則第145条の規定による予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きの方法により落札者を決定するものとする。

なお、くじの方法は次のとおりとする。

ア 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。

イ アの結果、先順位となった者から順次くじを引き落札者を決定する。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退し、くじを引かないときは、その入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

7 無効及び失格

次の各号の一に該当する者がした入札は、無効又は失格とする。

(1) 入札公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者

(2) 2の資格確認申請書類を提出しなかった者

(3) 2の資格確認申請書類に虚偽の記載をした者

(4) 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者

(5) 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

(6) 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑い

のある者

- (7) 2に掲げる確認の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者
- (8) 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者
- (9) 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者
- (10) 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者
- (11) 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

8 契約書の締結

- (1) 落札者は、別添の契約書案に基づき2通を作成し、府及び落札者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。
- (2) 契約書案の基本に抵触しない細則については、落札者と協議のうえ決定するものとする。

9 その他

本説明書に関する問い合わせ先は、入札公告の2の(1)の場所とする。